

## 清掃工場に係る環境影響評価の手続きについて

### (1) 環境影響評価方法書の概略

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、開発事業の内容を決めるに当たり、当該事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方や地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度です。

今後、事業者は、計画段階環境配慮書の手続きを経て決定した事業計画について、環境にどのような影響を及ぼすかを調べていくことになります。その際、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価を行うかを示したものが「環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）」になります。この方法書について、事業者は、市民、専門家、地方公共団体などの意見を聴き、評価項目や調査方法等を決定します。

方法書の具体的な手続きとしては、

- ① 事業者は、方法書及び要約書を市に提出するとともに、公表する。
- ② 事業者は、方法書の記載事項を周知するため、一般の方に対し説明会を開催する。
- ③ 市は、一般の環境の保全の見地からの意見を受け付け、事業者に写しを送付する。
- ④ 市は、事業者に対し、環境の保全の見地からの意見（市長意見）を提出する。

また、事業者は、市長意見の内容を尊重し、評価項目や調査方法等を選定するとともに、環境影響評価を行わなければならない。

### (2) 方法書等事務フロー

